



江東区 がん患者

ウィッグ購入等費用助成事業

江東区ではがんの治療を受けている区民の方の社会生活を支援し、療養生活が向上するよう、がん患者の方に対しウィッグ購入等にかかる費用を助成しています。 ※令和8年度より、一部拡充しました。

助成対象者(申請の日時点で次のすべてに当てはまる方)

- 江東区に住民登録のある方
- がんと診断され、申請日時点でがんの治療中の方
- がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、就労、社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあり、助成対象品が必要となっている方
- 本事業において助成金の交付を2回以上受けたことがない方、また、他の法令等に基づく同種の助成等を受けていない方



助成対象品

- ウィッグ(フル/部分ウィッグ、装着時の保護ネット、帽子付ウィッグ等)
※ウィッグの保管、手入れ等に使用する用品を除く。
- 胸部補整具(補整下着、補整用シリコンパッド等)



助成金額

- 助成対象品の購入またはレンタルにかかった費用(1回あたり上限**10万円**)
- 費用が**10万円**未満の場合はその額

申請回数

- 対象者1人につき生涯で2回まで

申請に必要な書類

- ① 江東区がん患者ウィッグ購入等費用助成金交付申請書兼請求書
- ② がんの治療を受けていることを証明する書類(お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等)の写し
- ③ 助成対象品を購入またはレンタルした領収書の原本(※写し不可)
※電子交付の領収書の場合は印刷したもの
- ④ 助成対象者の氏名、日付、金額、品名が明記されているもの(明細書等の写し)

申請期限

- 助成対象品を購入またはレンタルした日の翌日から1年以内

申請方法

表面にある「申請に必要な書類」①に必要な事項を記入、捺印し、②、③、④の書類を添付して下記の申請窓口まで持参または郵送にて提出してください。

※申請書記入の際は、消せるペン(訂正が安易にできるペン)を使用しないでください。スタンプ印も使用できません。

申請窓口・問い合わせ

〒135-0016 江東区東陽2-1-1

江東区保健所健康推進課 がん対策・地域医療連携係(江東区健康センター2階9番)

TEL:03-3647-5889 FAX:03-3615-7171



注意事項 Q & A



Q. 「申請に必要な書類」①江東区がん患者ウィッグ購入等費用助成金交付申請書兼請求書はどこでもらえますか？

A. 区ホームページ(右記QRコード)からダウンロードできるほか、上記の申請窓口や各保健相談所(申請はできません)で配布しています。



◀ダウンロードはこちらから

Q. 助成してもらえる回数は何回ですか？

A. 申請は対象者1人につき2回までです。令和8年度以前に助成を受けたことがある方で、治療中の方は、もう1回申請することができます。

Q. 助成対象になるウィッグ・胸部補整具は1人1個に限られますか？

A. 個数は問いません。複数またはウィッグと胸部補整具の両方を購入・レンタル等した場合は、申請書を1枚にまとめて申請してください。

Q. 手術を受けたのは2年前ですが、助成対象になりますか？

A. がんと診断され、申請日時点でがんの治療を行っている方が、購入またはレンタルした日の翌日から1年以内に申請されたものが対象です。手術を受けた日は問いません。

Q. 申請する助成金額は消費税を含みますか？

A. 申請する助成金額は消費税を含みます。ただし、**購入にかかった送料・手数料・ポイントによる割引・購入物の手入れ用品(シャンプー、ウィッグスタンド、カット代、パットカバー等)は対象になりません。**助成対象品本体にかかる経費(消費税含む)のみです。

Q. 申請からどのくらいで助成金が振り込まれますか？

A. 申請から助成金の振込まで通常1~2か月ほどかかります。